

学校施設への空調（冷房）設備の設置促進を求める意見書

今夏は全国的に記録的な猛暑となり、道内においても最高気温が30度を超える真夏日が44日間続き、観測開始以降、最長を記録したほか、公立学校では、熱中症対策として臨時休校や下校時間の繰り上げが行われた。

学校施設は、子どもたちが学習・生活のため、長時間過ごす場であると同時に、災害時の地域の避難所となる重要な施設である。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、校内においてもこまめな換気や温度調節が求められており、空調（冷房）設備を早急に設置することは不可欠である。

2018年度の国の補正予算で、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の新設され、全国の学校施設における空調（冷房）設備の設置が促進されたことにより、2022年9月現在、全国の公立小中学校における空調設備の設置率は、普通教室で95.7%、特別教室で61.4%、体育館等で11.9%となったものの、道内は普通教室で16.5%、特別教室で7.5%、体育館等で7.1%にとどまっている。

これは、冷涼な気候である道内の自治体において、空調（冷房）設備の積極的な設置に至らなかったことによるものである。

しかし、近年のさらなる記録的な猛暑により空調（冷房）設備の設置の必要性が増している。さらに、2023年5月、政府は熱中症対策を強化し、2030年までに死亡者数を半減させる熱中症対策実行計画を閣議決定している。

よって、国会及び政府においては、学校施設への空調（冷房）設備の設置を促進するため、引き続き、地方の財政負担軽減に努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣  
（提出者）全議員